

愛知県保険医協会 学生会員ニュース No.55

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

すっかり春らしくなってきましたね。新年度に向け忙しい日々をお過ごしのことと思います。環境に変化があると体調も崩しやすくなります。体調管理に気をつけてお過ごしください。また、引き続き愛知県保険医協会と学生会員ニュースをよろしくお祈いします。

今回は医師の働き方改革と時間外労働時間の上限について取り上げました。ぜひご覧ください。

働き方改革で時間外労働の上限規制～医師は5年猶予

働き方改革関連法（2018年6月成立）では、時間外労働時間の上限を月45時間、年360時間を原則とすることになりました。繁忙期の特別な場合でも年720時間、休日労働を含めると最大960時間が上限となります。しかし、医師は、この上限規制の適用が5年間猶予され、2024年4月から一般労働者とは異なる上限規制が行われます。どのような上限規制を行うか厚労省の「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」）で議論されています。

医師の時間外労働上限案 2024年4月から暫定特例水準(2035年度末まで)

当初、厚労省は「検討会」に、2024年4月以降2035年度末までの医師の時間外労働時間上限（暫定特例水準）について、地域医療を支える医療機関の勤務医は、年間1900～2000時間と提示していました。これは、医師の労働時間の集計で約1割の医師が年間1920時間を超える勤務をしており、地域医療確保の観点上やむを得ないとの理由でした。しかし、過労死ライン（月平均80時間）の2倍にもなる長時間労働を容認する上限に批判が多く出され、2月20日、医師の労働時間の再集計を行い、上限時間の提案を1860時間に引き下げました。それでも月平均155時間に相当します。

今後2035年までの長期にわたり過酷な長時間労働を容認する案は無謀で、暫定特例水準を認められた医療機関から医師離れが加速し、かえって地域医療の疲弊につながりかねません。医師の長時間労働の背景に絶対的な医師不足が背景にあることは明らかで、過労死ラインを大幅に超えるような長時間労働を行わなければ、地域医療を維持できないという事実を認めました。

また、「一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする」若手医師についても時間外労働の上限を年間1860時間とする案も同時に提示されています。

愛知県保険医協会では、無謀な長時間の時間外労働を容認・助長する提案を即刻撤回し、「医師不足」を認めその解消へ根本的な対策を取ること、勤務医の労働条件を改善するための十分な診療報酬を保障することを求めています。

年間の時間外上限規制案（年間上限に休日勤務含む）

一般労働者	960時間
一般勤務医	960時間
地域医療を支える医療機関の勤務医	1860時間（2035年度末まで）
一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする若手医師	1860時間

学生会員ニュースの
バックナンバーはこ
ちらから ↓

